平成２２年（フ）第２２２８号
大阪市東淀川区北江口４丁目５番１号
債務者　岡田　一光
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２５７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田北４丁目４番９号
債務者　根來　伸雄
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　拓史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３１５号
堺市堺区少林寺町東２丁１番28号
債務者　折田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　長正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９９９号
大阪市住之江区北島２丁目５―39、住民票上の住所大阪市住之江区北島２丁目８番９号ロイヤルカトレアマンション103号
債務者　田中　勇次
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北嶋　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０９０号
大阪府寝屋川市太間町11番２号
債務者　森河　正昭
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１７７号
堺市東区野尻町261　大津池コーポ105号、住民票上の住所堺市北区金岡町2335番地２
債務者　本原　彌生
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　妙子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年６月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８号
兵庫県美方郡新温泉町宮脇170番地
債務者　岡田　勲
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
兵庫県養父市八鹿町宿南1068番地
債務者　西村　慶司
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１８５７号
大阪府吹田市元町15番13号
債務者　齊藤　盛之
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８５８号
大阪府吹田市元町15番13号
債務者　齊藤喜代子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浜田　真樹
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８８１号
大阪市西成区南津守７丁目９番１―203号
債務者　大成　雄秋
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赫　高規
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９５１号
大阪府高槻市城南町２丁目31番24号
債務者　高澤中国整体院こと　高澤　興藏
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丹羽　浩介
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１４６号
函館市追分町７番１―104号
債務者　稲垣　吏紀
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１４８号
北海道上磯郡木古内町字本町612番地の５
債務者　帰山　和美
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１５０号
北海道北斗市常盤１丁目13番９号
債務者　前田　信子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
岩手県大船渡市大船渡町字丸森77番地１　マイタウンＹＡＭＡＮＩ２、前住所岩手県二戸市石切所字大村120番地
債務者　伊藤　香子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第３１４３号
愛知県大府市追分町１丁目207番地　エスポ大門502号室
債務者　得能　昭則
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４６号
名古屋市北区上飯田東町５丁目42番地　市営上飯田荘３棟1104号
債務者　渡辺美智子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５６号
愛知県東海市富貴ノ台６丁目108番地　ソワール富貴302号
債務者　宮下　本江（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部